

コメ受渡等ワーキンググループ取り纏め

(第14回 ~ 第16回)

コシヒカリ取引要綱（事務局案）



平成23年 3 月 8 日

関西商品取引所
コメ受渡等ワーキンググループ

目 次

コメ受渡等ワーキンググループ委員名簿	3 P
「コシヒカリ取引要綱（事務局案）」の取り纏めについて	4 P
「コメ受渡等ワーキンググループ」再開後の検討経過	5 P
「コシヒカリ取引要綱（事務局案）」概要	6 P
「価格の乱高下や、過当投機を防止するためのシステム」概要	7 P
I. 上場商品の枠組み	8 P
II. 標準品・供用品について	8 P～9 P
1. 標準品について	
2. 供用品について	
III. 取引期間・限月、取引単位（受渡単位）等について	9 P～10 P
1. 取引期間・限月について	
2. 呼値と呼値の単位	
3. 取引単位（受渡単位）等について	
IV. 受渡制度	10 P～12 P
1. コメ先物取引の受渡しに対する考え方	
2. 受渡方法	
3. 受渡場所	
4. 受渡日、受渡期間、納会日	
5. 受渡要件等	
V. クレーム処理について	12 P～13 P
1. 裁定機関等	
2. 故障申立の対象項目	
3. 残留農薬及びカドミウムへの対応	
4. 残留基準	
5. クレーム申立期限	
VI. 価格の乱高下や、過当投機を防止するためのシステム	13 P～15 P
1. 値幅制限	
2. 建玉制限	
3. 建玉報告	
4. 市場監視体制について	

コメ受渡等ワーキンググループ委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏名及び役職名		会社名
委員長	松岡敏之	取締役 管理本部長	株式会社コムテックス
委員	小浦均	関西神戸支部 課長	財団法人 日本穀物検定協会
〃	黒田昇	取締役 米穀部 特販部部長	伊丹産業株式会社
〃	三宅輝彦	取締役 執行役員 営業担当	株式会社大阪第一食糧
〃	森脇暁	仕入部 課長	株式会社神明
〃	古林剛海	仕入部 課長	津田物産株式会社
〃	中山通	主任調査役(米穀担当)	全国米穀販売事業共済協同組合
〃	野邊大輔	営業部 課長	株式会社アルフィックス
〃	角石善英	顧問	オリオン交易株式会社
〃	峯松靖之	業務部 課長代理	岡安商事株式会社

「コシヒカリ取引要綱（事務局案）」の取り纏めについて

平成23年3月8日
関西商品取引所

コメ受渡等ワーキンググループ（以下「WG」）は、「コメ上場準備委員会」の下、平成17年6月9日に発足し、途中、休止期間があったものの平成21年1月まで13回の開催を数え、コメ先物取引の市場設計、受渡制度及び検査制度等に対し検討を加えてまいりました。

昨年12月、本所内に設置された「米研究会」より①コメ先物取引の試験上場、②併せてWGを再開し、具体的商品設計の検討に着手すべき旨の提言があり、これに応える形でWGを再開、第14回～第16回の3回のWGにて、商品設計「コシヒカリ取引要綱（事務局案）」を纏めるにいたりました。

当該取引要綱は、前回申請時における「コシヒカリ・きらら取引要綱」に修正を加え、特に当業者の皆様方の利便を図ることを中心に考えると共に価格の乱高下や過当投機を防止することを重点において設計されてまいります。

今後は、当該案を持ちまして、当業者の皆様への先物取引啓蒙活動を展開する所存でございます。

以 上

コメ受渡等WG検討経過

平成23年 1 月 31日

第14回コメ受渡等WG

- (1) 委員紹介及び委員長互選
- (2) ワーキンググループの再開について
- (3) 前回の検討結果について
- (4) 今後の課題及びスケジュールについて
- (5) コメ先物市場の枠組みについて
- (6) 標準品・供用品について

2 月 14日

第15回コメ受渡等WG

- (1) 標準品・供用品について
- (2) 価格の乱高下や過当投機を防止するためのシステム
- (3) 限月・取引単位（受渡単位）について
- (4) 受渡制度について
- (5) 売買仕法について

2 月 28日

第16回コメ受渡等WG

- (1) 標準品・供用品について
- (2) 限月・取引単位（受渡単位）について
- (3) 受渡制度について
- (4) クレーム処理について
- (5) 価格の乱高下や過当投機を防止するためのシステム
- (6) 「コシヒカリ取引要綱（事務局案）」

コシヒカリ取引要綱（事務局案）

（概要）

標準品	<p>「用途限定米穀」及び「食用不適米穀」に該当しない米穀であって、「米トレーサビリティ法」に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等合格品（正味30kg紙袋入り）の当年産のうち、以下の産地品種銘柄とする。</p> <p>北陸産コシヒカリ（石川及び福井県産のコシヒカリをいう。）</p>
受渡供用品	<p>① 「用途限定米穀」及び「食用不適米穀」に該当しない米穀であって、「米トレーサビリティ法」に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等合格品（正味30kg紙袋入り）の当年産のうち、以下の産地品種銘柄とする。</p> <p>標準品銘柄との格差は格付表で定める。</p> <p>コシヒカリ：新潟(岩舟、一般)、山形、福島(会津、中通り、浜通り)、茨城、栃木、千葉、長野、富山、三重(一般、伊賀)、滋賀、岡山、鳥取、島根、山口</p> <p>ひとめぼれ：宮城、岩手 あきたこまち：秋田 はえぬき：山形 北海道きらら397 北海道ほしのゆめ 北海道ななつぼし 青森つがるロマン 青森まっしぐら ヒノヒカリ：福岡、佐賀、熊本、大分</p> <p>② 上記の受渡供用品について、等級、年産、包装の異なるものの範囲及びその格差については格付表において別途定める。</p>
呼 値	1 俵 (60kg)
呼値の単位	10円
取引単位	1 枚 (3,000kg) 50俵
受渡単位	1 枚 (3,000kg) 50俵
限 月	暦月連続6限月制
納 会 日	当月限各10日（当日が休業日の場合は繰り上げる。）
受 渡 日	納会日の5営業日後
受 渡 方 法	<p>① 指定倉荷証券による置き場渡し</p> <p>② 受渡当事者の合意に基づく受渡方法(荷渡指図書による持込み渡し等)</p>
受 渡 場 所	<p>① 京阪神地区（奈良を含む）の本所指定倉庫（全国食糧保管協会加盟を含む。）</p> <p>② 合意受渡しに基づく受渡場所</p>
受 渡 方 式	<p>① 倉荷証券を使用した受渡し ・ 期日受渡し ・ 早受渡し</p> <p>② 倉荷証券を使用しない受渡し 合意受渡し</p> <p>③ E F P取引</p>

価格の乱高下や、過当投機を防止するためのシステム(概要)

値幅制限	<p>値幅制限の設定に当たっては、他商品よりも細やかな対応</p> <p>①値幅制限額（案）：300円</p> <p>②値幅制限額の拡大について</p> <p>最終節に2限月以上（当限除く）、値幅制限に達した状況が連続2営業日続いた場合、値幅制限額300円に100円を加算した額400円を翌営業日の制限額とし、連続3営業日続いた場合は更に100円を加算した額500円に、翌日、最終節に2限月以上（当限除く）値幅制限額に達しなかった場合には、段階的に400円、300円と戻すものとする。</p>																												
建玉制限 (仮案)	<p>コメの建玉限度枚数のイメージ（仮案）</p> <p>※売り又は買いのそれぞれの限度枚数</p> <p>(1) 委託者の建玉限度（当業者はヘッジ申請により建玉限度を超えることが出来る）</p> <table border="0" data-bbox="502 958 1356 1037"> <tr> <td>1 番限</td> <td>2 番限</td> <td>3 番限</td> <td>4 番限</td> <td>5 番限</td> <td>6 番限</td> <td>7 番限</td> </tr> <tr> <td>250枚</td> <td>700枚</td> <td>1000枚</td> <td>2000枚</td> <td>3000枚</td> <td>3000枚</td> <td>3000枚</td> </tr> </table> <p>(2) 会員の建玉限度</p> <table border="0" data-bbox="502 1093 1356 1171"> <tr> <td>1 番限</td> <td>2 番限</td> <td>3 番限</td> <td>4 番限</td> <td>5 番限</td> <td>6 番限</td> <td>7 番限</td> </tr> <tr> <td>500枚</td> <td>700枚</td> <td>1500枚</td> <td>2000枚</td> <td>3000枚</td> <td>3000枚</td> <td>3000枚</td> </tr> </table>	1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限	250枚	700枚	1000枚	2000枚	3000枚	3000枚	3000枚	1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限	500枚	700枚	1500枚	2000枚	3000枚	3000枚	3000枚
1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限																							
250枚	700枚	1000枚	2000枚	3000枚	3000枚	3000枚																							
1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限																							
500枚	700枚	1500枚	2000枚	3000枚	3000枚	3000枚																							
建玉報告	<p>主務省に報告（毎営業日）</p> <p>会員（受託会員・一般会員） → 取引所 → 主務省へ報告</p> <p>① 委託者の建玉報告</p> <p>1限月当たりの売り又は買いの建玉数量が11枚以上の場合</p> <p>② 会員（受託会員を含む。）の自己玉報告</p> <p>自己玉の売り又は買いの建玉数量（他の受託会員に委託している建玉を含む。）1限月当たり21枚以上の場合</p>																												
市場監視体制 について	<p>① 理事長直属の法定機関「市場取引監視委員会」にコメの学識経験者を加え、コメ先物市場における監視能力の厚みを増すこととする。</p> <p>② 常設委員会の「農産物取引運営委員会」の中に「米穀部会」を設け、定期的に試験上場の実施状況を点検することとしたい。</p> <p>また、当米穀部会は、コメ先物市場における格付を始めとする受渡制度等につき検討、決定する組織であり、コメ当業者、検査機関、学識経験者、商品先物取引業者等から構成される。</p> <p>③ 先物市場のみならず、現物の価格動向、在庫状況等、常時、ウォッチするため多岐に亘るコメ当業者等と連携を図り、情報収集に努めるものとする。</p>																												

コシヒカリ取引要綱（事務局案）

平成23年 3月 8日

関西商品取引所

I. 上場商品の枠組み

コメ先物市場を1本化する理由

- (1) 前回申請時、消費者の食味志向、ブランド米志向を背景に今後、産地品種を重視するコメと一定の品質の中で価格を重視するコメの二極分化が進み、将来的に低価格帯米独自の価格形成がなされる可能性を予想、これに対し早期に対応する必要性があること等から炊飯用米を中心とする「コシヒカリ市場」と業務用米を中心とする「きらら市場」の2市場を立てることとした。
- (2) しかし、現在においては(1)の予想に反し、①消費者志向の変化で安価なコメの需要が増加、②良質で高価なコメが余剰傾向にあること、③産地品種銘柄間の価格差や食味差も縮まってきていることから、2市場に分ける必要性が薄れて来た。
- (3) 1本化した方が、別建に比べて取引が集中する可能性が高く、ヘッジが有効に働く市場流動性を確保し易いこと。
- (4) 不作等で浮動玉が少ない状態になった場合に市場管理上、過度な乱高下や市場操作の防止を担保するため、市場を1本化し市場規模をより大きくする方が良い。

II. 標準品・供用品について

1. 標準品について

北陸産コシヒカリ（石川県産コシヒカリ、福井県産コシヒカリをいう。）

選定理由：①コシヒカリは我が国を代表する米のブランド銘柄として認知度が高い。

②当該2産地銘柄は、関西圏に多く流通しており、関西当業者の間では取扱量の多い馴染み深い銘柄である。

③当該2銘柄は同一価格帯に属し、価格関連性も深く価格同等性があることが認められ、グルーピングしても十分に標準品として機能する。

④他の産地品種の多くと価格連動性が認められ、リスクヘッジに有用である。

2. 供用品について

☆供用品の選定基準

①標準品との価格連動性が認められ、リスクヘッジが可能な銘柄

②流通（生産）量の多い産地品種銘柄であること

③格上産地銘柄は、原則供用

④流通実態に基づく東穀取との差別化が必要。

⑤標準品との連動性が若干乏しくとも、渡し物が不足した際の対処を考慮する必要がある。（市場管理を重視する必要性がある。）

受渡供用品は下記のとおり。今後、流通実態、コメ当業者の意向を勘案しながら変更することもある。

新潟岩船コシヒカリ 新潟一般コシヒカリ 山形コシヒカリ 福島会津コシヒカリ
福島中通りコシヒカリ 福島浜通りコシヒカリ 茨城コシヒカリ 栃木コシヒカリ
千葉コシヒカリ 長野コシヒカリ 富山コシヒカリ 三重一般コシヒカリ
三重伊賀コシヒカリ 滋賀コシヒカリ 岡山コシヒカリ 鳥取コシヒカリ
島根コシヒカリ 山口コシヒカリ

宮城ひとめぼれ 岩手ひとめぼれ 秋田あきたこまち 山形はえぬき
北海道きらら397 北海道ほしのゆめ 北海道ななつぼし
青森つがるロマン 青森まっしぐら 福岡ヒノヒカリ 佐賀ヒノヒカリ
熊本ヒノヒカリ 大分ヒノヒカリ

Ⅲ. 取引期間・限月、取引単位（受渡単位）等について

1. 取引期間・限月について

事務局案：「暦月連続6限月制」

設定理由

限月設定にあたっては、当業者（生産者・集荷業者・販売業者・加工業者等）や市場参加者の必要に応じた価格提示ができる取引期間、月を選択する必要がある。

従来より商品市場には1年先の取引を行いたいとの投機家の根強いニーズがあり、当業者の中にも1年先の長期契約用の値段を希望する者もいるが、①受渡しを希望するコメ当業者の利便性（毎月受渡しが可能）を優先し、②播種前契約もカバーでき、（4月契約→10月渡し）③弾力的に産地品種銘柄間の格差変更も可能（特に新旧穀入替期）である「暦月連続6限月制」にすることとする。

2. 呼値と呼値の単位

（1）呼値は1俵（60kg）とした。

コメ業界の流通実態、商慣習から価格形成は1俵（60kg）に対してなされている。

（2）呼値の単位は10円とした。

3. 取引単位（受渡単位）について

1枚：50俵（50俵：3トン）※前回申請時と同案

取引単位（受渡単位）については、現物取引の契約単位、輸送形態等の現物流通の実態及びコメ業界の商慣習との整合性が保てる他、先物市場には不可欠な投機玉の参入を図り易い取引単位（受渡単位）とする必要がある。

- ①流通・輸送形態に則した取引単位（受渡単位）とした。
12トントラック1両：200俵の1/4
- ②小口取引を希望する当業者（生産者・卸業者）にも対応できる取引単位（受渡単位）とした。
- ③東穀取（案）：100俵（200俵）と差別化し、市場流動性の確保が図りやすい様小口化している。
- ④投機家の損益計算が容易な取引単位とした。（50倍、100倍、200倍）
- ⑤取引単位と受渡単位が異なることは、当業者にとっても委託者にとっても煩瑣と考え、取引単位と受渡単位を同じにした。

Ⅳ. 受渡制度

1. コメ先物取引の受渡しに対する考え方

コメの現物取引は日本の商慣習通り相手の顔が見え、信頼関係が継続維持できる相対取引であり、その反対に現物先物市場での受渡しは売手買手共に不特定多数の者（現物関連業者、投機家等）との取引となる。また、現物先物市場は標準品（格付）取引であり、受渡しに際しては、標準品の他、取引所が定める供用品ならば売方は自由に渡せることから、買手は現物取引のように必要に応じた規格の現物を調達することが保証されていない。

これらのことから、コメ先物市場の受渡制度にあっては、現物市場と先物市場とのリンクを保持しながら、先物市場の有している不特定多数の者との受渡しに対応ができ、かつ、コメ業界の商慣習に基づいて行なわれている現物取引と先物市場での受渡しとの整合性を考慮した制度が必要となってくる。

そこで、現行農産物市場（小豆、大豆）でも使用している法的に信用力が高く有価証券でもある「倉荷証券」の受渡しを基本とし、コメ業界の商慣習に則した受渡しについては、現在、我国の先物市場で行なわれている合意に基づく受渡制度を導入することとする。

また、取引所内での受渡しではないが、現在、石油市場を中心に活用されているEFP（exchange of futures for physicals：現物との取替）という一種のデリバリー・スワップも導入することとする。

当該取引は、現物の受渡しを取引所を介して行わず、取引所外で売方買方双方合意した形（オーダーメイド型受渡し）で行い、取引所市場においては双方同時に同価格同数量で売玉、買玉を建て、受渡しが終了次第、取引所の建玉を反対売買によって決済し、取引所での個別競争売買を経ずして、効率的にヘッジが可能となる取引である。

2. 受渡方法

- ①倉荷証券を使用した受渡し
 - ・ 期日受渡し
 - ・ 早受渡し

②倉荷証券を使用しない受渡し

・合意受渡し

③E F P取引

3. 受渡場所

①関西コメ当業者の受渡しの利便を図ると共に本所の独自性を前面に押し出す意味からも受渡場所の基本は「京阪神地区（奈良を含む）の本所指定倉庫（全国食糧保管協会加盟を含む。）」とし、今後、状況を見ながら受渡場所の拡大を検討して行くこととする。

※運賃格差の設定は行わない。

②合意受渡しに基づく受渡場所

受渡当事者の合意の下、受渡しが行われるので運賃格差については、当事者間で決定

4. 受渡日、受渡期間、納会日

(1) 受渡日：納会日の5営業日後

合意受渡しを完了するには、最低この程度の期間は必要との考え方

(2) 納会日

当月限各10日（当日が休業日の場合は繰り上げる。）

東穀取の納会日（案）が当月限各20日となることから、本所で受けた受渡品を東穀取の受渡しへ供することができるよう又東穀取で受けた受渡品を本所の受渡しへ供することができるよう転送できる期間を両市場間に設けるように設定した。

5. 受渡要件等

(1) 受渡供用品の要件

現在、前回申請時の農産物検査法に基づく農産物検査規格の括りの他、食糧法に基づく「用途限定米」及び「食用不適格米穀」に関する省令、「米トレサ法」への対応が必要となっている。

①主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第7条の2の規定に基づく、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年11月5日農林水産省令第63号）第1条第1項第1号の定める用途限定米穀に該当せず、②かつ同条第2項に定める食用不適米穀に該当しない米穀であって、③米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）「以下（米トレサ法）」に基づく、取引等に係る情報の記録、保存及び取引等に伴う産地情報の伝達がなされたもので、④農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく農産物検査規格水稲うるち玄米1等合格品

「正味30kg（紙袋）」（当該年産）

受渡単位：1枚：正味30kg（紙袋） × 100袋

（2）米トレサ法について

受託会員等においては、本所指定倉庫に準じる形で、「取引等に係る情報の記録、保存及び取引等に伴う産地情報の伝達」を担保できるものとして、10年の備置が義務づけられている法定帳簿「先物取引受渡計算帳」があり、当該帳簿には従来より「倉荷証券番号」項目があり、これを遡及することによりトレースが可能になる。「倉荷証券番号」の項目なき受託会員等の帳簿については、別途手当することとする。

（3）登録検査機関が発行した「検査証明書」の添付を義務付け

検査証明書：登録検査機関名（農産物検査員氏名）、検査請求者、検査年月日
検査成績①種類②年産年度③銘柄④等級⑤数量等

（4）供用

- ①前年度産のコメも格差を定めて供用が可
- ②2等米も供用

（5）格差について

格差の決定、変更及び格付適用時期については、農産物取引運営委員会「米穀部会」で検討、決定することとする。

①産地品種間格差

J A米は一般検査米に比べて現物市場で高額で取引されており、格付をする際、J A米と一般検査米を区分して、J A米を格上にする考え方がある。

②年産格差

③等級間格差

V. クレーム処理について

1. 裁定機関等

- ①クレーム裁定機関を本所組織とは独立した形で当業者、検査機関等で構成される「コメ鑑定人会（仮称）」とする。
- ②前検査制度を導入（ただし、カドミウム、残留農薬を除く。）
※前検査制度：渡方が受渡品が品質等に懸念があれば、前もって検査しておく制度

2. 故障申立の対象項目

- ①クレームの対象項目は、下記イ）～へ）とする。
 - イ）量目、ロ）包装、ハ）荷姿、ニ）品位（着色粒）、ホ）変質（カビ臭含む）、
 - へ）残留農薬及びカドミウム

②「用途限定米」及び「食用不適格米穀」について

取引所の受渡供用品から「用途限定米」及び「食用不適格米穀」は除外したが、「食用不適格米穀」は農産物検査合格後、様々な流通経路の中で、品質等が悪化し「食用不適」となる可能性もあり、目視確認できることからクレームの対象とするが、「用途限定米」については、トレーサビリティや表示を偽造して供された場合には「用途限定米」として挙証することができないことから、クレーム対象とすることは難しく、虚偽表示等の犯罪行為として対応するしかないものと考えられる。

3. 残留農薬及びカドミウムへの対応

コメ先物市場での受渡品は、国内産米で農産物検査法に基づく登録検査機関が検査した「農産物検査規格水稻うるち玄米1等合格品又は2等合格品」に限定すると共に登録検査機関が発行した「検査証明書」の添付を義務付けることで品質等の信頼性を十分に担保することが出来るものと考えているが、受方が特に希望する場合のレアなケースへの対応として「残留農薬」「カドミウム」についてもクレームの対象とする。

受渡方法の中で、受方渡方双方が合意で行う合意受渡はノークレームの為、「倉荷証券」で行う期日受渡し及び早受渡しのみが対象となる。

受渡品としては「JA米」と「JA米以外の一般検査米」を想定しているが、当該クレームについては、①「JA米」は生産履歴記帳（農薬や肥料の使用状況等の生産日誌への記帳）がJAグループ内で進んでいることから対象から除外するという考え方と②「JA米」及び「JA米以外の一般検査米」という区分を設けずに「検査米」で一括りする考え方があり、今後、検討することとする。

4. 残留基準

①残留農薬：食品衛生法（ポジティブリスト制度）に準じる。

②カドミウム濃度：0.4 mg/kg 以下（食品衛生法）

※米のカドミウムの基準値は玄米及び精米中0.4 mg/kg 以下（平成23年2月28日施行）

5. クレーム申立期限

受渡完了後10日まで

着色粒は、精米した段階で判明することから10日程度の申出期間が必要との考え方

※残留農薬及びカドミウム検査には、最長4週間程度かかるものと想定。

VI. 価格の乱高下や、過当投機を防止するためのシステム

本所農産物市場には価格の乱高下や、過当投機を防止するための手段として、1. 値幅制限、2. 建玉制限、3. 建玉報告等があります。

1. 値幅制限

我が国の主食、コメの価格形成の一端を担うということもあり、値幅制限の設定に当たっては、他商品よりも細やかな対応をすることとしている。

①値幅制限額（案）：300円

②値幅制限額の拡大について

本所、現行農産物市場の「小豆」に準じる形で、弾力的に運用できる方向で考えることとした。

最終節に2限月以上（当限除く）、値幅制限に達した状況が連続2営業日続いた場合、値幅制限額300円に100円を加算した額400円を翌営業日の制限額とし、連続3営業日続いた場合は更に100円を加算した額500円に、翌日、最終節に2限月以上（当限除く）値幅制限額に達しなかった場合には、段階的に400円、300円と戻すものとする。

2. 建玉制限（仮案）

コメの建玉限度枚数のイメージ（仮案）

本所農産物市場小豆の市場規模（重量ベース）とコメの市場規模を対比する形で試算

※売り又は買いのそれぞれの限度枚数

(1) 委託者の建玉限度（当業者はヘッジ申請により建玉限度を超えることが出来る）

1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限
250 枚	700 枚	1000 枚	2000 枚	3000 枚	3000 枚	3000 枚

(2) 会員の建玉限度

1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限
500 枚	700 枚	1500 枚	2000 枚	3000 枚	3000 枚	3000 枚

当月限の建玉限度は、直接、受渡枚数に繋がって来ることから、京阪神地区（奈良含む）の本所指定倉庫のキャパシティ及び在庫実態を調査した上、決定する必要がある。

3. 建玉報告：報告基準が一番厳しい小豆に準じて主務省に報告（毎営業日）

会員（受託会員・一般会員） → 取引所 → 主務省へ報告

① 委託者の建玉報告

1限月当たりの売り又は買いの建玉数量が11枚以上の場合

② 会員（受託会員を含む。）の自己玉報告

自己玉の売り又は買いの建玉数量（他の受託会員に委託している建玉を含む。）

1限月当たり21枚以上の場合

4. 市場監視体制について

①理事長直属の法定機関「市場取引監視委員会」にコメの学識経験者を加え、コメ先物市場における監視能力の厚みを増すこととする。

②常設委員会の「農産物取引運営委員会」の中に「米穀部会」を設け、定期的に試験上場の実施状況を点検することとしたい。

また、当米穀部会は、コメ先物市場における格付けを始めとする受渡制度等につき検討、決定する組織であり、コメ当業者、検査機関、学識経験者、商品先物取引業者等から構成される。

- ③先物市場のみならず、現物の価格動向、在庫状況等、常時、ウォッチするために多岐に亘るコメ当業者等と連携を図って情報収集に努めるものとする。

